

令和7年度富山地方労働審議会
第2回電気機械器具製造業最低工賃専門部会 議事録

1. 日時 令和8年2月10日(火) 14:30~15:30
2. 場所 富山労働総合庁舎 5階大会議室(501,502)
3. 出席者
公益代表委員 大石委員、柳原委員、田中委員
家内労働者代表委員 石田委員、大森委員、高澤委員
委託者代表委員 寺山委員、坂井委員、中川委員
事務局 倉重労働基準部長、成田賃金室長、
山田賃金室長補佐
4. 議事次第
(1) 金額審議
(2) その他
5. 資料
なし
6. 議事内容

[山田賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度第2回富山県電気機械器具製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

本日は全ての委員が御出席ですので、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行は、大石部会長にお願いいたします。

[大石部会長] 本日は2回目の部会審議でございます。双方の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られますよう御協力をお願いします。

なお、第1回専門部会で審議したとおり、三者による全体の場での審議・議事録は公開とし、二者での審議は非公開とします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は金額審議のみとなっておりますが、まず、全体の場で主張したいこと等がありましたら、お伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

[各側委員] 特にありません。

[大石部会長] それでは、前回お伺いした基本的主張を踏まえ、金額審議に入りたいと思います。

まず、個別に金額について御意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

[各側委員] 異議なし。

[大石部会長] それでは、まず家内労働者側から、御意見を伺いたと思います。
委託者側の委員は、いったん控室でお待ちいただきたいと思います。
また、ここからは非公開となります。傍聴の方は御退出をお願いします。

(二者審議)

[大石部会長] 部会を再開します。

本日まで2回にわたり専門部会を開催し、家内労働者、委託者各側の御意見をお伺いしつつ、慎重に審議を行ったところ、双方の立場に相違はあるものの、適正とする最低工賃の水準について、おおむね合意を見ることができました。

つきましては、ただ今から、その内容を取りまとめた公益代表委員案をお示しし、採決を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

[各側委員] 異議なし。

[大石部会長] 御異議はないようですので、事務局は、公益代表委員案を配付して、読み上げてください。

(公益委員(案)を作成し配付)

[成田賃金室長] それでは読み上げさせていただきます。

富山県電気機械器具製造業最低工賃改正に係る公益代表委員案

1 適用する家内労働者

富山県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目 電子部品

工程 手工具(ハンドプレスを除く。)を使用して電子部品1個につき2本又は3本のリード線を1度に切断

規格 固定抵抗器、発光ダイオード、ダイオード、コンデンサー、トランジスター及び圧電ブザーでリード線が2本又は3本のもの

金額 1回の切断につき45銭

品目 コネクター

工程 差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)

金額 1端子につき50銭

4 効力発生の日 法定どおり

以上です。

[大石部会長] 公益代表委員案は、第3号の金額を改正し、それ以外は現行のままとするものです。なお、発効日につきましては、法律上の手続きを経て最も早く発効する日を法定どおりとしています。

それでは、採決を行います。今ほどの公益代表委員案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(採決)

[大石部会長] 全会一致で賛成いただきましたので、本案をもって当専門部会の議決といたします。

続きまして、当専門部会の議決内容を富山地方労働審議会に報告するための報告文案を取りまとめます。

事務局は、報告文案を準備、配付の上、読上げてください。

(専門部会報告文(案)を作成し配付)

[成田賃金室長] それでは読み上げさせていただきます。

富山地方労働審議会 会長 森口毅彦あて

富山県電気機械器具製造業最低工賃専門部会 部会長 大石貴之

富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について(報告)(案)

当専門部会は、令和7年12月8日、富山地方労働審議会において付託された富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。なお、本件の調査審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

委員名の読み上げは省略いたします。

また、別紙は、先ほどの公益代表委員案の内容と同じですので省略いたします。

以上です。

[大石部会長] この内容で富山地方労働審議会に報告したいと思いますが、いかがでしょうか。

[各側委員] 異議なし。

[大石部会長] 御異議はないようですので、本案をもって富山地方労働審議会に報告することとします。

続きまして、富山地方労働審議会運営規程第10条において 部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とするとされておりますので、この規定を適用し、本日、富山労働局長に答申することと

します。

事務局は、答申文案を準備、配付の上、読上げてください。

(答申文(案)を準備、配付)

[成田賃金室長] それでは読み上げさせていただきます。

富山労働局長 小島悟司あて

富山地方労働審議会 会長 森口毅彦

富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について(答申)(案)

本審議会は、令和7年12月8日付け富労発基1208第3号をもって諮問のあった標記について、家内労働法第21条第1項の規定に基づき専門部会を設け、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙は、先ほどの公益代表委員案の内容と同じですので、読上げは省略いたします。以上です。

[大石部会長] 以上の内容で富山労働局長に答申したいと存じますがいかがでしょうか。

[各側委員] 異議なし。

[大石部会長] 御異議がないようですので、本案をもって富山労働局長に答申することとします。

所用により、本日の会議に富山労働局長が欠席ですので、労働基準部長に答申を受け取っていただくこととします。

(答申文に会長印を押印の上、部会長から労働基準部長に答申文を手交)

[山田賃金室長補佐] 答申を頂きましたことにつきまして、倉重労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

[倉重労働基準部長] 只今、答申をいただきましたので、一言御礼申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に当たりまして、慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

委員それぞれのお立場から真摯に議論していただくとともに、最後まで合意形成に向けた調整に尽くしていただき、全会一致で決議いただきましたことに、重ねて深く感謝申し上げます。

当局におきましては、今後、改正に係る諸手続きを万全に進めてまいります。

引き続き、皆様方の御理解と御協力を賜りながら行政運営を進めてまいります。甚だ簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

[大石部会長] ありがとうございます。その他に何かございますか。
なければ、事務局から連絡事項をお願いします。

[成田賃金室長] 今後の手続きについて御説明いたします。

本日、答申を頂きましたので、事務局では、本日付けで異議申出のための公示を行います。

公示期間は、家内労働法により、公示の日の翌日から起算して15日とされておりますので、公示の期限は2月25日(水)となります。

この間に異議の申出がなければ、官報公示のに移ります。

手続きが滞りなく進めば、3月19日(木)に官報公示され、その30日後の4月18日(土)に改正最低工賃が発効することとなります。

ただし、年度末の時期は入稿から官報掲載まで通常以上に日数を要する場合がございますので、ただ今申し上げた発効日はあくまで予定であることを御承知置きください。

なお、異議申出があれば3月17日に開催予定の第2回富山地方労働審議会にて審議をいただくこととなります。

以上です。

[大石部会長] 事務局は、今後の諸手続きに万全を期すようお願いします。

富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正審議につきましては、委員の皆様の御協力により、円滑かつ真摯な議論が行われ、全会一致で結論を得ることができました。

公益代表委員を代表し、家内労働者代表委員及び委託者代表委員の皆様に、厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る審議はすべて終了いたしました。

なお、本日の専門部会の議事録確認委員には、私のほか、

家内労働者代表委員から 石田委員

委託者代表委員から 寺山委員

をお願いしたいと思いますがよろしいですか。

[各側委員] 異議なし。

[大石部会長] それでは、石田委員及び寺山委員には、後日、議事録を確認頂くこととなりますので、よろしくをお願いします。

本日は、お疲れ様でした。